

小学生向け「法教育」教材の冊子化プロジェクトについて

平成25年6月
法教育推進協議会
法教育普及検討部会

○プロジェクトの概要

平成20年3月に新小学校学習指導要領が公表され、平成23年度から全面実施されているところです。

新小学校学習指導要領では、社会の変化を踏まえ、社会参画という視点を重視し、「社会生活を営む上で大切な法や決まり」、「国民の司法参加」、「契約の重要性」等を扱うこととされ、様々な科目等で法に関する教育の充実が図られています。

しかし、学習指導要領はあくまでも基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではないことから、学校現場における法教育の実践の程度、取組状況等については、学校等によって対応が異なるものと考えられます。

この点、新学習指導要領に基づいた小学校における法教育の実践状況について昨年度に調査研究を行ったところ、法務省に作成を求める教材として、

- ・ アニメ、漫画、イラスト、動画、紙芝居、スライド
 - ・ 冊子やパンフレットのような短時間で内容把握できるもの
- との要望が出されました（調査研究報告）。

そこで、法教育推進協議会・法教育普及検討部会においては、上記調査研究報告を踏まえ、これまで同協議会等で作成してきた小学生向けの「法教育」教材を、法教育の授業を行う際に使い勝手がよいものに改訂した上で、冊子のかたちに取りまとめて、小学校等へ配布することとしたいと思います。

○冊子化する教材、冊子のイメージ、冊子の配布先

- ・ 冊子化する教材： 別紙のとおり
- ・ 冊子のイメージ： 教員の方が法教育授業を行う際に、そのまま活用できるようなものとします。同冊子には、対象生徒へコピーして配布できるような資料等を添付したり、同配布資料のデータを含め、授業に資する資料等を入れたDVDを添付することも検討します。
- ・ 冊子の配布先： 全国の小学校21,721校等へ各1冊ずつ配布予定

○担当

法教育推進協議会・法教育普及検討部会の構成員から推薦された小学校教員にお願いする（予定）。

○冊子化するスケジュール

- ・ 平成25年 6月：担当の方を確定
- ・ 平成25年 7月：冊子化に向けた意見交換開始
- ・ 平成25年11月：内容確定（1稿を業者へ入稿）
- ・ 平成26年 2月：内容最終確定
- ・ 平成26年 3月：配布

○備考

冊子の具体的な構成、内容等については、おって担当の方と意見交換をしながら検討させていただきたいと思います。

～以上～

これまで法教育推進協議会等において作成した
小学生向け「法教育」補助教材

- ①もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり 【別添1】

- ②情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として 【別添2】

- ③友だち同士のけんかとその解決 【別添3】

- ④約束をすること, 守ること 【別添4】

「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材

第1 単元設定の趣旨

1 新学習指導要領と国民の司法参加

小学校新学習指導要領は、社会科第6学年の内容の取扱い(2)イにおいて、「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加」について扱うようにしている。

裁判員制度の施行により、小学校の児童が大人になったときには、司法に主体的に参加することが求められることになるから、小学校教育において、児童たちの司法に関する関心を高めつつ、司法への参加意欲を根付かせていくことが重要である。

他方、実社会で生きる力を重視するという観点からは、普段の生活の中で事実を適正に認定し、紛争を適切に解決するためのものの考え方を身に付けるとともに、自分たちの身の回りの問題を実際に解決する活動を行うことが重要になる。

本教材は、小学校第6学年という子どもの発達段階を踏まえ、児童が、できるだけ身近な事例をもとに、事実認定を経験し、紛争の解決の在り方について議論をすることを通じて、司法に関心を持ち、国民の司法参加の意義について考えることができるように工夫されている。

2 教科等を横断した取組

児童に司法制度に対する関心を持たせるだけでなく、「国民の司法参加」の意義を児童なりに実感として理解させるためには、学校生活で起こりうる紛争とその解決に役割演技と議論の題材を求め、それとの対比において司法参加の意義を考えることが有効であると考えられる。また、身近な紛争事例の解決の在り方について学習した後に、学級において実際に直面している問題を発見・確認し、その問題についてルールづくりを実践してみることで、紛争解決過程において発見された問題が立法活動につながり得るという三権相互の関係における司法制度の意義についての理解が深まるとともに、ルールは自分たちの生活を向上させる機能を持つ身近なものであることについての理解が深まることが期待される。

そこで、本教材では、小学校第6学年を念頭に置いて、教科等を横断した単元を設定し、学校生活における身近な紛争に関する事実認定と解決に向けた活動を総合的な学習の時間（内容の取扱い(2) 他者と協同して問題を解決しようとする学習活動）又は特別活動「学級活動」（共通事項(1)ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決）で、司法の基本的な仕組みと学校生活との対比を踏まえた国民の司法参加の意義を社会科で、これらを通じて得られた知識や考え方を実生活に生かし、ルールづくりを行う活動を特別活動「学級活動」（共通事項(1)ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決）で取り扱うこととしている。

第2 単元

1 単元名

もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり

2 単元の目標

- ① 司法制度に対する関心を高め、国民の司法参加の意義を児童なりに実感として理解する。
- ② 学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、また、その事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。
- ③ みんなの利益にかかわる問題を解決するために、みんなで積極的に考え、解決方法を見

つけ出すことの意義を理解する。

- ④ 身の回りの問題をルールをつかって解決することを通じて、社会生活におけるルールの意義について考えさせる。

3 単元の新学習指導要領上の位置付け

- ・社会科第6学年 内容の(2)の取扱い 「国民の司法参加」
- ・総合的な学習の時間 内容の取扱い(2) 「他者と協同して問題を解決しようとする学習活動」
- ・特別活動「学級活動」の内容の共通事項 大項目「(1) 学級や学校の生活づくり」中項目「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」

4 単元の指導計画 (5時間)

本単元では、以下のとおり、合計5時間・3部構成で指導を行うこととしている。

第1次 裁判所のはたらきと裁判にかかわる人々(社会科) 1時間

- ・裁判所の仕組み・はたらきと裁判にかかわる人々の役割(第1時)

第2次 「みんなの利益にかかわるもめごとの解決(総合的な学習又は特別活動の時間・社会科)
3時間

- ・掃除の時間に起こったもめごと(事例の確認、総合的な学習の時間又は特別活動)(第2時)
- ・もめごとについての判定(事実の認定、総合的な学習又は特別活動)(第3時)
- ・みんなの利益にかかわるもめごとの解決(紛争の解決と国民の司法参加、社会科)(第4時)

第3次 学級のルールづくり(特別活動) 1時間

- ・掃除その他の生活上の諸問題に関するルールづくり(第5時)

第1時は、司法制度をより具体的にイメージできるように、裁判にかかわる人々と法曹三者のバッジを紹介しながら、裁判所の仕組みとはたらきについて学習するものである。第4時における学習をより効果的なものとするため、第1時で裁判に関する基本的な知識を学んでおくことが有効であるが、学校の実態に合わせて、第1時を変更し、憲法に関する学習の際に、簡単に裁判の仕組みを解説しておくことも考えられる。

第2時は、学校生活における身近な紛争の事例(掃除活動をさぼったかどうかについてのもめごと)について、役割演技を行い、事例の確認と紛争についての第一印象をまとめておくという学習を行うものである。

第3時は、グループごとに、司会役、「さぼったと言える」と主張する役、「さぼったとは言えない」と主張する役に分かれて議論し、理由を示して事実認定を行うものである。

第4時は、前時までの学習内容を踏まえ、事実を認定する際に必要な態度について確認するとともに、みんなの利益にかかわるもめごとをみんなで考えて解決することの意義について考えさせた上で、第2次の活動と裁判員制度との類似点について考えさせ、国民の司法参加の意義を理解させようとするものである。

第5時は、前時までの学習内容を踏まえ、自分たちの身の回りで生じている問題を、ルールをつかって解決する活動を行うとともに、ルールが自分たちの生活を向上させる機能を持つ身近なものであることを実感させようとするものである。便宜上、前時までの学習と連続する学習として、クラスのボールの使い方についてのルールづくりを取り上げているが、学校・学級の実態に応じて、題材・実施時期を変更することを当然に予定している。

第3 単元の指導計画

第1次 裁判所のはたらきと裁判にかかわる人々 (第1時)

(1) 本時のテーマ

裁判所の仕組み・はたらきと裁判にかかわる人々の役割

(2) 本時のねらい

裁判所の仕組み・はたらきや裁判にかかわる人々の役割を知り，司法制度への関心を高める。

(3) 本時の展開

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料等
導入	1 三権分立の意味	<ul style="list-style-type: none"> ○国の政治における三権の意味を知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・立法権・行政権・司法権 ○三権を分立させる理由について考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・権力が集中すると，問題が生じることが多い。 ・権力を分散させ，互いがチェックし合うことで，問題が生じることを防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法の内容等は，別の機会に取り上げる。 ・三権分立の必要性を簡単に取り扱う。 	
展開	2 裁判所の様子と裁判所にかかわる人々	<ul style="list-style-type: none"> ○写真から，裁判所の法廷の様子をしてみる。 ○バッジの写真から裁判官，検察官，弁護士（弁護士）のバッジはどれかを予想し，各バッジに込められた意味と仕事の内容を知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官…鏡（真実を映し出す） 「裁」の文字 黒衣（何者にも染まらない） ・検察官…秋霜烈日（秋におりる霜と夏の厳しい日差しのように刑罰や志が厳しいことのたとえ） ・弁護士… ひまわり と 秤 （自由と正義） （公正と平等） ○法廷の写真から，裁判官，検察官，弁護士，裁判員の位置と人数を確認する。 （3名の裁判官と6名の裁判員） 	<ul style="list-style-type: none"> ○次時との関連から，ここでは司法について取り上げて考えさせる。 ・バッジという具体物を通して，裁判官・検察官・弁護士の仕事と役割に関心を抱かせる。 ・裁判員裁判についても写真から簡単に触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 ・資料2
発	3 学級活動と裁	○国の裁判と学級での話し合いとの関連性に	○裁判と学級会の	

展	判のつながりについて関心をもつ	<p>ついて話し合う。</p> <p>T：「学級の問題を自分たちで解決する場合と裁判との間で似ていることは何だろうか。」</p>	<p>類似点を話し合わせる。類似点はあまり見つけられないと予想されるが、課題を明確にとらえさせて、次時へとつなげる。</p>	
	学級の問題を自分たちで解決する決め方と裁判とはどうつながっているのだろうか？			

第2次 みんなの利益にかかわるもめごとの解決 (第2時)

(1) 本時のテーマ

掃除の時間に起こったもめごと(事実の確認)

(2) 本時のねらい

掃除活動をさぼったかどうかについてのもめごとについて、役割演技を行い、与えられた事例を正確にとらえる。

(3) 本時の展開

	学 習 内 容	学 習 内 容	指導上の留意点	資料等
導 入	1 クラスで起きたもめごと	<p>○学級ではどんなことでもめごとがおこるのか話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間のボールの取り合い ・掃除の時間にさぼる人 ・友達への悪口 ・その他 <p>○もめごとが起きたときは、どのように解決していたか、話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いによって解決する。 ・何となくいつの間にか解決している。 ・先生に仲裁に入ってもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室では、どのようなことでもめごとが起こっているのか、その解決をどのようにしていたかを考えさせることで、学習の動機づけを行う。 	
展 開	2 ある小学校で起きたもめごとのロールプレイ	<p>○ある小学校で起きた事例を紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の紹介 ・掃除場所と掃除用具の確認 ・もめごとの発生 <p>○クラスの中から担当の児童を選出し、ロールプレイをさせて事件の様子を再現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が資料3を読んで説明する。見取り図と掃除用具の分担は、黒板に示しておくか、印刷して配布しておくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3 ・資料4
	3 事件の様子を確認	<p>○だれが、どこで、どのようなことをし、何を見たか、事件の様子を確認する。</p> <p>★Aさん（B君、C君が掃除をさぼったために掃除が時間内に終わらなかった。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちによるロールプレイで事件の状況を理解する（資料 	

		<p>★B君（さぼっていない。ちりとりを取りに行っていたために遅れた。）</p> <p>★C君（階段掃除がちりとりを2個使っていたから取りに行ったが、一度1階まで降りて、また4階まで上がった上、しばらく待たされたため遅れた。）</p> <p>☆Dさん（廊下の掃除当番。Aを支持。B君、C君がふざけていた。ちりとりを取りに行くのは、1人でできるだろう。）</p> <p>☆E君（B君、C君は階段にいた。ちりとりを使用中のために待っててもらった。最初1階に行き、借りられそうもない状況のために4階の僕のところへ来ていた。）</p> <p>★C君（Dさんこそさぼっていたのでは。目が悪いから見間違えたか、Aさんと仲良しだから思い込んでいるのでは。B君が服のごみを取ってくれただけ。）</p> <p>○この事件の問題の核心は何か、考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">B君、C君はさぼっていたと言えるのか？</div>	4) ・全員が興味をもって参加できるよう、ロールプレイをする子どもが役になりきるよう指導する。	
まとめ	4 自分なりの判断	○自分の考えをワークシート1の「判定カード」に書く。	・事件の経緯を確認し、ロールプレイを見ての第一印象としての判断を記入させる。	ワークシート1

第2次 みんなの利益にかかわるもめごとの解決 （第3時）

(1) 本時のテーマ

もめごとの判定（事実の認定）

(2) 本時のねらい

掃除の時間に起こったもめごとの事例について、事実を多面的・多角的に考察し、グループごとに議論し、「B君、C君は掃除をさぼっていたと言えるか」を判定する。

(3) 本時の展開

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料等
導入	1 掃除場事件の確認	○掃除場所でのもめごとのロールプレイを再現し、問題点を再確認する。	・ロールプレイを再演させる。	
展開	2 【資料】に基づくグループ別の検討	○事実の再確認 ・【資料】を配布し、事実を吟味する ○5人グループに分かれ、司会役・「さぼったと言える」役・「さぼったとは言えない」	・【資料】に基づいて、司会、「さぼったと言える」グループ（2人）、	・資料3 ・資料4

		<p>役に分かれ、それぞれの立場に立って検討する。</p> <table border="1" data-bbox="526 253 699 770"> <tr> <td data-bbox="526 253 614 472">さぼったと言える</td> <td data-bbox="614 253 699 472">さぼったとは言えない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 472 614 694">さぼったと言える</td> <td data-bbox="614 472 699 694">さぼったとは言えない</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 694 670 770">司会</td> </tr> </table> <p>○最終的な判断は、各グループの司会がまとめ、グループの意見を報告する。</p>	さぼったと言える	さぼったとは言えない	さぼったと言える	さぼったとは言えない	司会		<p>「さぼったとは言えない」グループ（2人）に分けて話し合いを進める。グループ分けに際しては、個々の児童の意見を離れて、形式的にいずれかの役割を割り当てる。</p> <p>*お互いの立場の論拠を重視しながら話し合いを進める。グループの議論が一方に傾いていたら、教師から、あえて異なる立場からの主張を投げかけて議論を深めさせる。判定主張例参照。</p> <p>*グループとしての意見をまとめさせつつ、個々の児童の意見も大切にする。</p>	
さぼったと言える	さぼったとは言えない									
さぼったと言える	さぼったとは言えない									
司会										
まとめ	3 自分の考えをまとめ、クラス全体の判定を確認する	<p>○最終結論をワークシート1に記入する。</p> <p>○自分の判定基準について、発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見が変わった理由 ・変わらなかった理由 <p>○クラスの判定を確認する。</p>	○再度自分の意見をまとめ、クラスの最終判定を確認する。	ワークシート1						
	4 次時の確認	<p>次時には、</p> <table border="1" data-bbox="443 1541 997 1729"> <tr> <td data-bbox="443 1541 997 1729"> <p>○判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか</p> <p>○裁判とは、どのようにつながっているのだろうか</p> </td> </tr> </table> <p>について、みんなで考えていく。</p>	<p>○判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか</p> <p>○裁判とは、どのようにつながっているのだろうか</p>	○判定をする際に大切なことは何かを考えさせておき、次時へつなげる。						
<p>○判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか</p> <p>○裁判とは、どのようにつながっているのだろうか</p>										

第2次 本当のことって何だろう (第4時)

(1) 本時のテーマ

みんなの利益にかかわるもめごとの解決

(2) 本時のねらい

事実認定を行うときに必要な態度や注意事項を知り，みんなの利益にかかわるもめごとをみんなで考えて解決する心構えを身に付けるとともに，国民の司法参加の意義を児童なりに実感として理解する。

(3) 本時の展開

	学 習 内 容	学 習 活 動 (発問(教師=T) 予想される発言(児童生徒=S))	指導上の留意点	資料等
導 入	1 今回の事例についての判定	○前時の個人判定を聞き，活動を思い起こす。 ・さぼった ……○人 ・さぼったとは言えない……○人 ・分からない ……○人 ○多数決によれば，クラスとしては，B・C君は「さぼっていない(いた)」という結論。その結論に至った理由で一番重視された事実・理由は，「◇◇◇」という点だった。	・自分の判定に挙手をする。 ・多数決において，「分からない」は，「さぼったとは言えない」ことを意味することに注意が必要。	前時に書いた各自の判定表 (ワークシート1)
	何が本当だったのかを判定するときには，どんなことに気を付けなければならないだろうか。			
展 開	2 判定を下すときの注意事項	○今回の事例で判定を下すときに気を付けなければならなかったことを話し合う。 T：「判定を下すときには，どのようなことに気を付けなければならないだろうか。」 S：「最初から結論を決めつけない。」 S：「思い込みや決めつけで判断しない。」 S：「関係者の言い分を良く聞き，状況を良く確かめる。」 S：「自分の意見を大切にしながら，より良い意見があればその意見に素直に従う。」		
	3 みんなにかかわるもめごとを，みんなで考えて解決する心構え	○今回のようなもめごとが，自分たちのクラスで起こったとしたら，どうすればいいか，話し合う。 T：「今回のようなもめごとが起きたら，どうしますか？」 S：「先生に解決を任せきりにしないで，自	・クラス全員で行う予定の鬼ごっこができなくなったということに着目させ，みんなの利益にか	

4 今回の事例と 裁判の類似点	<p>分たちでもめごとについて考えるようにしたい。」</p> <p>S : 「もしかすると自分自身が「さぼった」「さぼっていない」というもめごとに巻き込まれるかもしれないことも考えて、公平に判断することが大切。」</p> <p>S : 「さぼってしまった人は素直に謝ることが大切だし、周りの人たちは許す心を持つことが大切。」</p> <p>○実際の裁判では、事例で出てきた人たちと、事例について判定したわたしたちは、誰に似ているか、考える。</p> <p>《似ているところ》</p> <p>①Aさん → 検察官 ②B君, C君 → 被告人・弁護人 ③Dさん → 証人 ④E君 → 証人 ⑤司会(判定もする) → 裁判官 ⑥判定をしたみんな → 裁判員</p> <p>《異なるところ》</p> <p>○判決の基準や手続を定める法律がある。</p> <p>○有罪判決には強制力があり、刑罰を科せられる。</p> <p>○検察官は、犯罪という社会に対して悪いことを行った人を罰するため、社会の利益を代表して裁判所に訴えるのに対し、Aさんは、Aさん自身が被害者・目撃者の立場にある。</p> <p>○B君とC君は掃除をさぼったと言われている本人なので、被告人により近い。裁判は、刑罰を科すかどうかという厳しい場面なので、きちんと被告人の利益を守ってあげられるよう、弁護人がつくことになっている。</p>	<p>かわるもめごとであることを確認する。</p> <p>・ロールプレイの役割と実際の裁判での立場を比較しながら検討する。</p>	・資料5
5 事例のもめごとが起こった根本的な原因とその解決	<p>○事例のもめごとはなぜ起こったのか、これからどうしたら同じようなもめごとが防げるのかについて考える。</p> <p>・「さぼってはいけない」というルールをつくったらどうか。</p>		

		<p>→そもそも「さぼる」とは何か。</p> <p>「さぼってはいけない」というルールをつくっても、何がさぼりにあたるのかが分からないのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちりとりの数が限られているのに、階段当番が2個使っていたのが問題では。 ・B君とC君が、出て行くときに他の人に声をかけておくべきだった。 ・ちりとりの使用方法などについて、ルールを決めておけばよいのでは。 		
まとめ	6 国民の司法参加の意義	<p>○裁判員制度について簡単に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月21日から実施。 ・みんなの利益にかかわる重大な刑事事件（殺人事件など）を取り扱う。 ・判決は、3名の裁判官と一般人から選ばれた6名の裁判員が議論（評議）して、決定（評決）する。 <p>○将来、自分たちは誰もが裁判員になる可能性があるが、裁判員に選ばれたら、どんなことに注意すべきか、考えをまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの利益にかかわる重要なことを決めるのだから、積極的に参加する。 ・最初から結論を決めつけない。 ・思い込みや決めつけで判断しない。 ・関係者の言い分をよく聞き、状況をよく確かめ、公平に判断する。 ・事実を見極める。 ・自分の意見を大切にしながら、より良い意見があればその意見に素直に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度については教師が簡単に説明する。 ・これまでの活動を踏まえ、子どもたちの話し合い活動を通して、左のような観点を自分たちの力で考えつかせたい。 	
発展	7 クラスの中で、改善すべききまり	<p>○学級での話し合い活動を基にして、クラスの中で改善したいきまりやルールはないか考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の学習活動につなげる。 	

第3次 学級のルールづくり （第5時）

- (1) 本時のテーマ 掃除その他の生活上の諸問題に関するルールづくり
- (2) 本時のねらい

		<p>2日と3日で不公平。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間で分けると、昼休みは掃除が長引くから、ボールを使える時間が短くなってしまう。 ・席の列ごとだと遊びたい人が別の列にいたら困る。 ・男子と女子に分けるんじゃないかと、一緒に使えばいい。 ・女子と一緒にだと強く投げられないからつまらない。 ・女子にも強く投げられる人もいる。 ・体育のボールゲームのようにルールを工夫すればいい。 <p>☆決定（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女一緒に使う。 ・ボールを使うときは「○○やる人！」と誘ってから校庭に出て、一緒に遊ぶ。 ・遊びたい者が複数あるときは順番に遊ぶ。 	<p>うな内容のルールをつくらなければならないことを意識させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を十分に出しつつ結論を出すように指導する。安易な多数決で解決しようとするときは、みんなが納得できる結論かどうか吟味するように指導する。 	
<p>終 末</p>	<p>7 決まったことの発表と教師からの話</p>	<p>○話し合いの結果、今後の活動、話し合いの進め方の振り返り、次回への見通しを指導する。</p> <p>○話し合いの進め方の育ちを具体的に上げてほめる。</p> <p>○以下の点について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールは、「みんなが楽しく生活できること」を目的として、みんなが参加してつくるものであることを確認する。 ・みんなで作ったルールは、みんなで作らなければいけないことを確認する。 ・ルールを実際に使ってみて、不都合が生じたときには、またみんなで議論してルールを変えるべきであることを確認する。 	<p>☆法教育の観点からは、この確認が特に重要。</p>	<p>学級会の記録</p>

法廷の写真



- 次のバッジは、だれが付けているでしょう。
また、それぞれ、どのような意味がありますか？

		
<p>裁判官 バッジ</p>	<p>検察官 バッジ</p>	<p>弁護士 バッジ</p>
<p>○ デザインと意味</p> <p>凡照鏡 (真実を映し出す) 「裁」の文字</p>	<p>○ デザインと意味</p> <p>秋霜烈日 (刑罰や志が厳 しいことのたとえ)</p>	<p>○ デザインと意味</p> <p>ひまわり (自由と正義) 秤 (公正と平等)</p>

※配布する場合、下線部は削除する。

【事例】

〇〇小学校では、午後 1 時から 1 時 15 分が掃除の時間である。

6 年 1 組の担当する掃除場所は、教室・教室前のろうか（流し掃除も含む）・音楽室（4 階）・階段（1 階から 4 階まで）の 4 箇所で、8 人ずつ 4 グループに分かれて、1 週間ごとに場所を交代している。音楽室には備え付けの掃除用具があり、教室の掃除用具入れのほうきやちりとりは、教室・ろうか・階段用である。ちりとりは 2 個あり、教室・ろうかで 1 個、階段で 1 個というように共用で使っていた。

6 年 1 組は、「そうじをがんばる」をクラスの目標としており、毎日、どの場所の掃除も時間内にやり終えて、しばしばクラス全員で鬼ごっこなどの遊びを校庭で楽しんでいた。

【掃除担当場所の見取り図】

< 4 階 音楽室 >

		流し				Ⓔ	
Ⓓ		< 3 階 >		ろうか		Ⓑ	Ⓒ
6 - 1	6 - 2	6 - 3	5 - 1	5 - 2	5 - 3		
Ⓐ ほか 4 名							

< 掃除の分担 >

教室の掃除用具入れには、ほうき 10 本、ちりとり 2 個がある。ちりとりは、①～③で共用。

- ①教室当番：8 人（ほうき係 4 人，ゆかふき係 4 人）
- ②ろうか・流し当番：8 人（ほうき係 2 人，流し係 2 人，ゆかふき係 4 人）
- ③階段当番：8 人（ほうき係 4 人，ゆかふき係 4 人）
- ④音楽室当番：8 人（音楽室には備え付けの掃除用具がある）

【問題発生！】

ある日、教室当番の A さんが、そうじ中、「そうじをさぼっている人がいる」と怒り出した。「さぼっている」と名指しで言われた B 君と C 君は、「さぼっていない」と反論。言い合いになってしまった。なかなか話がかたず、他のメンバーも心配そうに集まってきた。

掃除を予定どおり終えて、校庭で全員そろうのを待っていた者も、教室掃除のメンバーが来ないのに気付く、様子を見に来ている。結局、昼休みの時間も短くなり、楽しみにしていた全員での鬼ごっこはできなくなってしまった。・・・

教師のことば	子ども	子どものことば
① どうしたのですか？	A(教室当番)	教室の掃除を始めてしばらくすると、B君とC君がいなくなったのです。これが初めてではありません。2人は仲がいいからよく掃除をさぼっておしゃべりをしているのです。今日も気がつくといなくて、注意しても言い訳ばかりで、とてもいやな気持ちでした。
② 2人がぬけるとたいへんですか？	A(教室当番)	今日は、欠席が1人いたし、机を運ぶのが大変で・・・いなくなって、7分はたっていたわ。なかなか帰ってこないんだから。掃除を時間どおりに終わらせるために、すごくがんばらないといけなくなりました。「そうじをがんばる」がクラスの目標なのに、B君とC君はいけないと思います。
③ 2人はどうしていたのですか？	B(教室当番) C(教室当番)	掃除をまじめにやっていたのに、そんな言い方はひどいよ。僕は、ほうきの当番だった。ちりとりを使おうと思って、掃除道具入れに取りに行ったら、ちりとりがなくて・・・おかしいと思って、ろうかや階段当番の人に聞きに行ったんだ。やっと見つけて帰ってきたら、さぼっていると言われて、ひどいと思う。だいたい、僕らがそうじ中におしゃべりをしていて注意されたことは、今まで2回しかないよ。 B君は仕事をしていたよ。僕は話を聞いて、いっしょにちりとりを取りに行ってあげたんだ。ろうかの人、階段の人が2個使っているって言ってたから、すぐに取りに行ったんだ。一度1階に降りたんだけど、1階の階段当番の人に「今は貸せない」と言われて、次に4階まで上がって、4階の階段当番の人がちりとりを使い終わるのを待って、やっと貸してもらって帰ってきたのに。いきなり、さぼった、さぼったと責められて、僕たちの話なんか聞こうともしない。ひどいよ。僕たちが取りに行かなきゃ、ちりとりはできなかつたんだよ。
④ Dさんは、廊下にいたんですね。	D(ろうか当番)	わたしは、ろうか掃除でした。Aさんが言うとおおり、2人は長い間教室から離れていたわ。教室から2人で一緒に出て行きました。そのあとしばらくすると、階段の方にいたので、何しているのかなと思って見ていると、ふざけているのが見えました。B君がC君のわき腹をくすぐっていて、C君が大笑いしていたもの。ちりとりを探しているようには見えなかった。いつも2人でサッカーの話ばかりしているから、掃除のときもそうだったんじゃない。だって、ちりとり取りに行くくらい、1人でできるでしょ。一緒についていく必要ないと思う。
⑤ Eさんは、階段にいましたね。2人を見ましたか？	E(階段当番)	B君とC君は階段に来ていたよ。僕は4階にいたんだけど、2人は1階から急いで上がってきた。でも、僕もちょうどちりとりを使っているところだったから、ちょっと待ってもらったんだ。後で聞いたんだけど、1階で1年生がゴミ箱をひっくり返してしまって、階段に細かい紙くずがたくさん落ちていたんだって。それで、ちりとりも返せない状況だったみたいだよ。
⑥ Dさんは、ふざけていたと言っていますよ。	C(教室当番)	Dさんは、僕がふざけてたと言うけど、ろうかですって階段の方を見ているなんて、それこそさぼっていたんじゃないの。Dさんは、目が悪いから見間違えたのか、Aさんと仲良しだから僕らが悪いと思ってるんだよ。僕たちは1階で貸してもらおうと思ったら、無理そうだったから、4階のE君のところに行ったんだ。それでも「待っ

て」と言われたから、3階に降りてきたところで待っていたんだよ。
たしか、待っている間にB君が服についていたゴミを取ってくれたけど、それがふざけているように見えたんだよ、きっと。

【判定カード】 ()番 名前 ()

1. B君, C君はそうじをさぼったと言えますか? (はじめの自分の考え)

*今の自分の考えと同じものに(O)をつけましょう。

() B君とC君は, そうじをさぼった。

() B君とC君は, そうじをさぼったとは言えない。

() わからない。

2. なぜ, そう考えましたか。考えのもとになった事実をあげて説明しましょう。

3. 友達の考えも聞いて, もう一度考えてみましょう。(話し合った後の考え)

*今の自分の考えと同じものに(O)をつけましょう。

(最終結論) () B君とC君は, そうじをさぼった。

() B君とC君は, そうじをさぼったとは言えない。

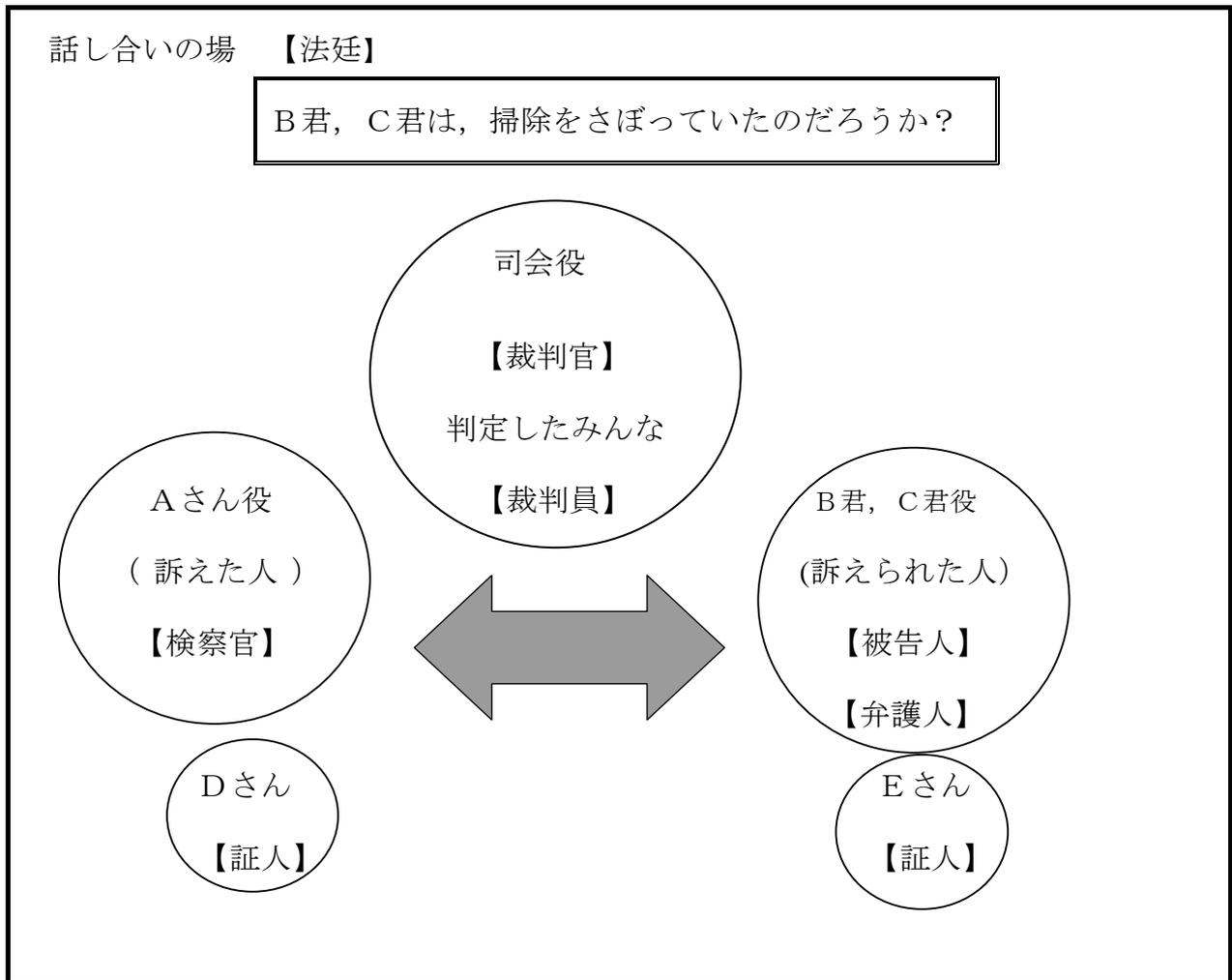
() わからない。

(そう判断した理由)

【判定主張例】

<p>< 1 班 ></p> <p>意見：さぼったと言える。</p> <p>理由：たとえ、ちりとりを探しに行ったとしても、2人で行く必要はない。15分しかないそうじの時間で、7分以上もいなくなるのはおかしい。</p>	<p>< 2 班 ></p> <p>意見：さぼったとは言えない。</p> <p>理由：教室を黙って離れたことは問題だが、ちりとりが掃除用具入れになかったことは事実で、B君とC君は掃除をしようとしりとりを探しに行ったわけだから、仕事をさぼったことにはならない。E君も、B君とC君を待たせていたと言っている。</p>
<p>< 3 班 ></p> <p>意見：さぼったと言える。</p> <p>理由：B君とC君は、日ごろから仲がよく、掃除中もよくしゃべっていた。B君とC君が、他の人に黙って教室から出て行っていることを考えると、Dさんが言っているように、掃除を抜け出して2人でふざけていたのだと思う。</p>	<p>< 4 班 ></p> <p>意見：さぼったとは言えない。</p> <p>理由：B君とC君がしゃべっていたのを見たDさんは、すぐに注意をすればよいのに、後になって「サッカーの話をしていただけでは」と決めつけている。DさんはAさんと仲がよく、かたよった見方になっていると思う。Dさんは視力もよくないので、遊んでいたかどうかは分からないと思う。</p>
<p>< 5 班 ></p> <p>意見：さぼったとは言えない。</p> <p>理由：B君とC君が前に掃除をさぼっていたことがあったとしても、今回さぼったと認める理由にはならないと思う。前のことは前のことで、今回のこととは別だと思う。</p>	<p>< 6 班 ></p> <p>意見：さぼったと言える。</p> <p>理由：Dさんは「大声で笑っていた」と言っているし、視力が悪くても2人の動きは見えていたのではないかと思う。もしB君とC君が本当にさぼっていないのだとしたら、Dさんがうそをついていることになるが、いくらDさんとAさんが仲がいいからといっても、Dさんがうそをつくほどの理由ではないのではないか。</p>

【学級での話し合いと裁判の関連図】



※配布する場合, 下線部は削除する。

「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として」に関する教材

第1 単元設定の趣旨

法教育研究会報告書（平成16年11月）においては、自由で公正な社会を支える自律的かつ責任ある主体として必要な資質・能力を養うことをねらいとするものとして、「憲法の意義」についての教材が示された。これは、中学校社会科公民的分野の憲法に関する学習において、民主主義・立憲主義を中心に、基本的人権の尊重と統治機構を定める憲法一般の意義を実感として理解させようとするものである。

小学校における憲法に関する法教育については、従来から、社会科第6学年で、日本国憲法の基本構造等についての学習が行われているが、それにとどまらず、憲法を支える基本的な考え方について、小学生という発達段階で理解しやすい身近な題材を選んで学習し、中学校教育における上記のような学習につながるものとするのが重要である。

現代の情報化社会においては、情報技術が著しく発展したことにより、すべての国民が、テレビやインターネットを通じて大量の情報を得ることができるようになるとともに、インターネットを通じて情報を発信することもできるようになった。このような社会においては、よりよい生活と社会をつくるために様々な情報を交換することが重要であることを理解しつつ、情報の受信及び発信の主体として適切な行動をとることができる資質・能力を身に付けることが必要になる。新小学校学習指導要領の社会科第5学年においても、内容(4)で「情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする」とされ、同要領の解説で「情報化した社会において人々が主体的に生きていくためには情報を有効に活用することが大切であることについて考えるとともに、様々な情報に対して適切に判断し、望ましい行動をしようとする能力や態度を身に付ける」とされているところである。

本単元は、情報化社会における表現の自由や知る権利の意義を、身近な題材を用いて児童に理解させるとともに、表現の自由とプライバシーとの緊張関係を意識させ、他者の権利にも配慮するという情報の送り手として必要な責任ある態度を身に付けさせようとするものである。このような学習を行うことで、民主主義を支える重要な権利である表現の自由や知る権利の意義についての一定の理解を得ておき、中学校段階における更に高度な憲法の学習に進むことが期待される。

第2 単元

1 単元名

「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として」

2 単元の目標

- ① 情報が制限されることによって生じる様々な不都合について考えることを通じて、情報を受け取ることの重要性（知る権利の意義）を理解する。
- ② 自分たちが思ったことを自由に表現できることの重要性（表現の自由の意義）を理解する。
- ③ インターネットにおける情報の交換の積極的意義を踏まえつつ、自分自身や他者のプライバシーについての意識を高める。

3 単元の位置付け

新小学校学習指導要領社会科第5学年の内容(4)「我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな

影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。」「ア 放送、新聞などの産業と国民生活のかかわり」「イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり」

4 単元の指導計画

本単元では、以下のとおり、3時間構成で学習を行うこととしており、第3時については二つのバリエーションを用意している。

(1) 第1時 「情報を自由に得られるということ」

本時は、テレビ、新聞やインターネットといったメディアについての児童の実際の利用状況を踏まえつつ、情報が制限されることから生じる不便や不都合を具体的に考えさせ、情報を自由に得ることができること（知る権利）の意義を理解させようとするものである。その際、架空の王国を設定して、その王国での不便・不都合を考えてみるという方式をとることによって、学習内容を児童にとって理解しやすいものとしている。

(2) 第2時 「思ったことを自由に言えるということ」

本時は、家族との会話、学級会、電話、手紙など、児童が普段から行っている様々な表現（言語）活動について振り返り、表現活動についての意識を高めた上で、思ったことを自由に表現できること（表現の自由）の意義を理解させようとするものである。

(3) 第3時 「インターネットの便利さと私のこと、友達のこと」

本時は、インターネットの掲示板を実際に見てみるなどして、児童であっても情報の発信主体となり得るなど、インターネット特有の便利さがあることを確認した上で、前時までの学習を踏まえて、身近な題材を用いて、インターネットを利用して情報を発信する際に気をつけなければならないことを理解させようとするものである。具体的な授業内容としては、表現の自由の意義を中心に授業を進めるもの（第3-1時）と、プライバシーの意義を中心に授業を進めるもの（第3-2時）を用意している。

「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として～」

(1) 第1時 「情報を自由に得られるということ」

① ねらい

情報が制限されることによって生じる様々な不便や不都合について考えることを通じて、情報を自由に受け取ることの重要性（知る権利の意義）について理解する。

② 展開

	学 習 内 容	○学 習 活 動 発問 (教師=T), 予想される発言 (児童生徒=S)	・指導上の留意点	資 料 等
導 入	1 情報がない場合の 不便さ	○テレビ, 新聞, インターネットなどの児童の利用状況について質問し, これらのメディアの利用が生活の中にどれくらいの比重を占めているかについての認識を共有する。 ○テレビ, 新聞, インターネットがなくなったら, どうなってしまうか話し合う。 S: 「毎日つまらない。」 「知りたいことを知ることができなくて困る。」 「何があったか, 分からない。」 「スポーツの結果や天気予報も知ることができない。」	・情報産業や情報化した社会の様子については, 別の機会に取り上げるか, この時間の導入において取り上げることが考えられる。 ・具体的に自分の生活に引きつけて考えることができるように助言する。	
展 開	2 情報の制限と私たちの生活	○資料1の「きめきめ王国」の話をもとに, 情報を得ることができる手段が限られていたら, どのような不都合が生じるのか考える。 T: 「きめきめ王国ではもらえる情報が限られているが, どのように感じるか。」 S: 「国王の都合のいいことだけ伝えられるのでいやだ。」 「情報をくれる人が限られていて, 他の人からの情報がないから, 何が本当か分からない。」 「自分たちの知りたいことが自分で知ることができないとなんかだまされてしまうような気がする。」 「きめきめ王国の人は反対しなかったのかな？」 T: 「自分たちの生活が, 「きめきめ王国」のようだったらどうか。」 S: 「ぜったいいやだ。」 「自分の知りたいことを知ることができないなんて, とても不便。」 「好きなアニメ番組やサッカーの試合中継もなくて, 面白くない。」 「そんなふうになったら, 世の中で何が起きていくか分からない。」 「情報をくれる人の思い通りにみんながコントロールされてしまうんじゃないか。」 「そんなテレビやインターネットなら, 見ない方がまし。」 T: 「今の生活の中で, テレビ, 新聞, インターネットで自由に情報を受け取ることができることの良いところは何か。」 S: 「いろんなことを知ることができて役に立つ。」 「いろんな意見を比べて, どれがいいか考えられる。」 「自分の意見と他の人の意見を比べて, もともと持	・「きめきめ王国」で実際に得られる情報は何かを考えさせた上で, 感想を述べさせる。	資料1 ワークシート 1

		っていた意見よりももっといい考えを発見できるかも。」		
まとめ	3 知る権利の意義	○いろいろな情報を得ることができることによさについてまとめる。その際、情報を得ることができる権利が「知る権利」といわれることを補説する。		

(2) 第2時 「思ったことを自由に言えるということ」

① ねらい

自分たちが思ったことを自由に表現できることの意義に気付くとともに、口頭で伝えるときと書面で伝えるとき、伝える相手などによって表現の内容等に生じる違いについて意識を高める。

② 展開

	学 習 内 容	○学 習 活 動 発問 (教師=T)、予想される発言 (児童生徒=S)	・指導上の留意点	資料等
導 入	1 自分たちの表現活動	○どのようなときに、自分が思っていること、考えていることをそのまま言ったり、書いたりできるのか、ワークシートに書く。	・日常生活を考えさせる。	ワークシート 2
展 開	2 表現活動についての意識	○自分が思っていること、考えていることをそのまま言ったり、書いたりできるのはどのような時か、発表する。 S:「みんなの前じゃなくて、友達同士だと言え。」「授業とかでは、言える時と言えない時がある。」「自分はわりとどんな場面でも言いたいことは言えていると思う。」「自分は家族や仲がいい人にしか思ったことを言えないなあ。」「自分の思っていることをみんなに発表するのは恥ずかしいと感じるけど、限られた範囲で言うなら恥ずかしくない。」	・伝える相手や方法によって、思ったり考えたりしたことを表現できることは違うことに気付かせる。	ワークシート 2
	3 表現する媒体による違い	○直接話して伝えたときと、書いて伝えたときと、どのような違いがあるか話し合う。 S:「直接言いにくいことでも書くとなえられたりする。」「話すときより、書く方がどきどきすることが少ないから、思ったことが書ける。」「話して伝えるときは身振りや表情を付け加えることができるし、書いて伝えるときは思ったことを形にして伝えることができる。」「書いて伝えると、あとあとまで紙が残ることになってしまうので、だれかに見せられたらどうしようと思うこともある。」	・ここでの話し合いが、次時以降で扱うインターネットの掲示板における書き込みの問題へと意識がつながるように留意する。	
	4 表現の自由の意義	みんなが思っていることや考えていることを言えたり、書けたりすると、どのようないいことがあるのだろう		
		T:「自分の思いや考えを言えるとどんないいことがあるだろうか。」 S:「自分のことが分かってもらえる。」「みんなで話し合うとよりよいものが見つけられる。」「自分の知っていることが人の役に立つ。」「自分だけでは考えつかなかったようなことが考えられる。」「誰かが間違った情報を流しても、他の人が正してくれる。」	・表現の自由が確保されることによって、自分たちの学びや生活が豊かになることを意識できるように話し合いを進める。	
ま と め	5 表現の自由	○思ったことを自由に表現できることによさについてまとめる。その際、思ったことを自由に言ったり書いたりできることを「表現の自由」ということを補説する。		

(3) 第3時 「インターネットの便利さと私のこと、友達のこと」

ア 第3-1時 「インターネットの便利さと注意事項」

① ねらい

前時までの学習を踏まえ、インターネットで情報を発信できることを知り、インターネット掲示板などに匿名で書き込みを行うときに注意しなければならないことを理解する。

② 展開

	学 習 内 容	○学 習 活 動 発問 (教師=T), 予想される発言 (児童生徒=S)	・指導上の留意点	資料 等
導 入	1 インターネットでの情報の発信	○コンピュータ室で実際のインターネットの掲示板を見て、思ったことを発表する。 S:「書き込んでいるのが誰だか分からない。」「でも、なんかおもしろい。」「自分が他の人になれる。」「名前が出ないから、気軽に書き込むことができる。」	・教師が選んだ実際の掲示板を見て、話ができるようにする。 ・インターネット掲示板の匿名性と不特定多数に伝わるという特性を前提としておさえる。	インターネット 掲示板
展 開	2 インターネットの便利さ	○グループごとに自分がインターネットで発信してみたいことを出し合い、インターネットの便利さについて確認する。 T:「自分がインターネットで発信してみたいことを出し合い、インターネットのいいところについて考えよう。」 S:「私は、自分の好きな芸能人のことを書きたいなあ。」「ぼくは、自分のクラス自慢を出したい。」「なんか、一つのことについて、みんなの意見が聞けるようにしたいな。」 S:「子どもでも言いたいことを自由に書けるから、楽しい。」「テレビ会社や新聞社につとめていない人でも、いろんな意見をみんなに知らせることができる。」		ワークシート 3
	3 インターネットを利用することについて	インターネットの掲示板に自分が思っていることを何でも書いていいのだろうか。 ○自分が掲示板に書くとしたら、自分のことや友達のこと、いいことや悪いこと、どんなことでも書けるか発表する。 T:「自分の名前を書かなければ、どんなことでも書けるかな?」 S:「書ける。自分だってばれなければ平気だと思う。」「書けない。自分が書いたことが後でばれるかも知れない。」「書けるけど、書かない。書けることは書けるけど、書かれた人の気持ちを考えないと。」 ○自分が思っていることを自由にインターネットで発信していいか、太郎さんと花子さんの話をもとに考える。 S:「太郎さんののは、友達のことを思っているんだからいいんじゃない?」「でも、もしかしたら、いじめている人にも言い分があるかもよ。悪いのはBさんじゃない誰かかも知れないし。」「自分のことを一方的に書かれたらいやだな。反論ができないし…。」「書いたものはずっと後まで残ってしまうから、ずっと後になるまでBさんはいやな気持ちを持ち続けることになる。」 S:「花子さんののは、個人情報だからだめだと思う。」「でも、Cさんは有名な芸能人だから、個人情報を少し教えるくらいいいんじゃない?」「Cさんの気持ちになったらやっぱりいやだと思う。」	・太郎さんの話については、一方的な情報しか伝わっていない可能性があることをつかませる。 ・前時の学習を振り返らせながら意見を引き出す。	資料2
ま	4 発信者の責任	○インターネットの掲示板等に書き込みを行うときに気をつ		ワークシート

と め		けなければいけないことについてまとめる。 S：「誰が見ているか分からないし、個人が特定されたり、悪口になったりしないように気をつけたい。」「書いたことはずっと後まで残ってしまうから、よく考えて書き込まないといけな。」		3
--------	--	---	--	---

イ 第3-2時 「インターネットと私のこと、友達のこと」

① ねらい

自分に関する情報をどのように扱ってほしいかの感じ方は一人ひとりで異なっていることを踏まえて、インターネットで情報を発信する際には、自分や他者の気持ち（プライバシー）に配慮することが必要であることに気付く。

② 展開

	学 習 内 容	○学 習 活 動 発問（教師＝T）、予想される発言（児童生徒＝S）	・指導上の留意点	資料 等
導 入	1 インターネットでの情報の発信	○コンピュータ室で実際のインターネットの掲示板を見て、思ったことを発表する。 T：「これは、インターネットの掲示板だけど、見て思ったことを発表しよう。」 S：「書き込んでいるのが誰だかわからない。」「でも、なんかおもしろい。」「自分が他の人になれる。」「名前が出ないから、気軽に書き込むことができる。」	・教師が選んだ実際の掲示板を見て、話ができるようにする。 ・インターネット掲示板の匿名性と不特定多数に伝わるという特性を前提としておさえる。	インター ネット 掲示 板
展 開	2 自分に関する情報について	○自分にとって、次のことはどの範囲までなら知られていいかについて考える。 T：「次のことは、どの範囲までなら、知られてもいいだろうか。その理由は？」 ・住所 ・好きな人 ・好きな食べ物 ・テストの点数 ・身長 ・体重 ・もっているゲームの数や名前 ・困っていること ・きれいな食べ物 ① だれにも知られたくない ② 仲のいい子 ③ 家族 ④ クラス全員 ⑤ 誰でも	・人によって感覚が異なることを実感できるように留意する。	ワーク シート 4
	3 情報の発信と自分のこと、友達のこと	○ワークシート5を見せ合いながら、グループで、それぞれが知られてもいい範囲を決めたわけについて話し合い、ワークシート6に記入する。 T：「ワークシートを見せ合って、友達と自分と比べながら、知られていいと思った範囲やわけについて話し合おう。」 S：「知られていい範囲は、それぞれ違うんだね。」「知られたくないことは本人しか分からないから、他の人が一方的に決めつけられない。」「みんな同じだと思っていた。」 ○自分や友達に関する情報を発信するときに気をつけておかなければいけないことについて考える。 S：「友達のことをインターネットに書き込むときは、知らせていい情報が人によって違うので、気をつけなければいけない」「今は誰に知られてもいいと思っている自分自身のことだって、インターネットに書き込んでしまうと、後になって後悔するかもしれないから、気をつけなといけな。」「インターネットは誰が見ているかわからないから、個人についての情報を書き込むのはやめておこうと思		ワーク シート 5

		う。」「情報を発信するということには責任がある。」		
ま と め	4 表現の自由の 意義と発信者の 責任	○インターネットについて、自分の考えをまとめる。	・本時で扱った「自分自身に関することがらで、他の人によって勝手に話されたり、知られたりしたくないこと」は、「プライバシー」と呼ばれることを補説してもよい。	

あるところに「きめきめ王国」という国がありました。そこでは、王様によって、いろいろなことが決められています。ある日、王様は、こんなきまりをつくりました。

きめきめ王国の国民よ。私は、これからテレビ、新聞、インターネットについてのきまりを言うぞ。

テレビ

チャンネルは1つだけで、放送していいのは次のものに限る。

- 天気予報
- 国や警察が発表したニュース
※自分で取材したものやインタビューしたもの、撮影したものはだめ。
- スポーツの結果
- 国が許可したマンガなどの子ども番組
※コマーシャルも国王がいいと言ったものだけ。

新聞

1種類だけ。のせていい記事は、テレビと一緒に。

インターネット

国王が許可したものだけをインターネットに流せる。

以上。これらのきまりをしっかりと守るように。

名前 ()

- ◇ 「きめきめ王国」の国民が、テレビ、新聞、インターネットで知ることができるのはどんなこと？

- ◇ もし、今の生活が「きめきめ王国」みたいだったら、どう思う？

- ◇ テレビ、新聞、インターネットでいろんな情報を自由に得られることのよさって何だろう？

名前 ()

- どんなときなら、自分が思っていることや考えたことをそのまま言ったり書いたりできるかな？

場 面	だれと？	自由にできる(○) 場合によってはできない(△) できない(×)
家族との会話		
学級会		
電話		
班別の話し合い		
手紙		
友達との交換日記		
宿題の日記		
授業		
学級新聞		

※ ほかにもあるかな？

- 話して伝えるときと書いて伝えるとき、どんな違いがあるのかな？

- 自分が思っていることや考えたことを言ったり、書いたりできることには、どんないいことがある？

名前 ()

インターネットの掲示板に…

○自分だったら、こんなことを書きたい!

①

②

③

○ インターネットの掲示板・チャット・名前を書かないメールだと、自分のことや友達のこと、いいことや悪いこと、どんなことでも書けるかな?

・書ける

・書けない それはなぜ?

・どちらとも言えない



○ 太郎さんと花子さんの書きたいことを読んで、考えてみよう。

1. 太郎さんの書きたいことは、掲示板に書いてもいいと思いますか?

わけ

2. 花子さんの書きたいことは、^{けいじ}掲示板に書いてもいいと思いますか？

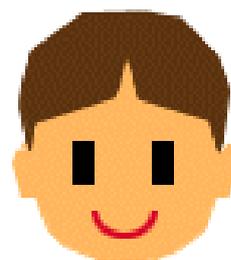
わけ

最初の「自分だったら、こんなことを書きたい！」であげたことを、インターネットの^{けいじ}掲示板にそのまま書いてもだいじょうぶかな？

インターネットの^{けいじ}掲示板に書きこむときに、気をつけなければならないことは何だろう？

太郎くんの書きたいこと

Aさんは、クラスのBちゃんに仲間はずれにされているみたい。Aさんは、話す人がいなくて悲しそうだな。でも、直接には注意できないなあ。インターネットで見つけた「学校」っていう掲示板けいじに思ったことを書いてみよう。僕たちの通っている〇〇小学校の名前は書くけど、自分の名前を書くのはやめておこうと。

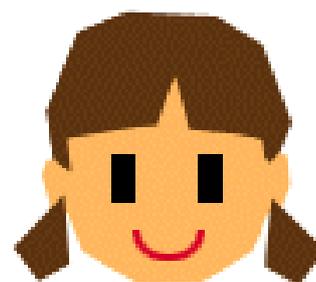


〇書くこと

〇〇小学校のBちゃんはクラスメートのことを仲間はずれにしている。
仲間はずれにされた人はいやだと思っているんだ。Bちゃんはなんてひどいんだろう。

花子さんの書きたいこと

私は、有名な芸能人のCさんと友達なんだ。もっと人気が出るように、いろんなことをファンの人に教えてあげたい。だから、知っていることをファンの人たちが書いているインターネットの掲示板けいじに書こうと。



〇書くこと

- Cさんの好きなこと
- Cさんの住んでいるところ
- Cさんの電話番号
- Cさんがよく行く食べ物屋さん
- Cさんの家族のこと

名前（ ）

○あなたは、次のことはどの人までなら知られてもいいですか？

カードに番号とわけを書きましょう。（番号は、2つ以上選べます。）

①自分だけ ②仲のいい子 ③家族 ④クラス全員

⑤だれに教えてもいい。

項 目	番 号	理 由
住所		
好きな人		
好きな食べ物		
身長・体重		
もっているゲームの数や 名前		
テストの点数		
困っていること		
きれいな食べ物		

「友だち同士のけんかとその解決」に関する教材

第1 事例設定の趣旨

1 私法分野報告書における記述

当協議会は、平成21年5月15日、報告書「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（以下「私法分野報告書」という。）を取りまとめたが、その中で、紛争解決の分野に関する法教育について、次のように述べたところである。

「人間は社会的存在であって、他者との交わりなしに生きていくことはできず、したがって他者との摩擦や紛争とその解決への努力は人間存在にとって本質的に避けられないものである。そして、学校生活においても、他者との摩擦や紛争は日常的に経験される場所であり、紛争解決に関する法である民事手続法の意義についての知識・理解を深めることは重要である。紛争解決の分野に関する教育を通じて、子どもたちがより豊かな人間関係を構築する能力を身に付け、さらには、実社会においてトラブルに巻き込まれた際にも、適切な態度・行動をとることができるようになるものと考えられる。」

また、私法分野報告書においては、紛争解決の分野についての法教育が目指すもののひとつとして、「紛争を解決する方法として、当事者間の交渉、第三者を交えた調停、仲裁、裁判といった手続があることも踏まえつつ、身の回りの紛争を適切に解決する能力の涵養」を挙げ、その具体的内容として、「摩擦・衝突が起こった際の当事者の取るべき態度・行動（相手方への配慮を忘れず、根拠に基づいて主張・議論をすること等）や第三者として介入する心構え（公平な立場から双方の主張をよく聞き、争点を整理して解決に導くこと等）などを取り扱う学習の充実」を提言した。

本事例は、こうした当協議会の考え方に基づいて、小学校における紛争解決の分野に関する法教育の具体的な在り方の一例を示すものである。

2 事例設定の趣旨

私法分野報告書において述べたとおり、小学校の児童であっても、他者との摩擦や紛争を避けることはできない。友だちとの間でもめごとを起こしたり、けんかをしたりすることは、共同で生活する以上、いわば当然のことである。

しかし、児童は、友だちとのめごとが起こると、つい感情的になり、友だちの悪口を言ったり、さらには暴力をふるったりして、必要以上に関係を悪化させてしまうことがある。めごとやけんかを起こしてしまうことはやむを得ないとしても、友だち同士の関係を修復できなければ、紛争当事者本人が嫌な思いをするのみならず、周りの児童にも影響を及ぼすことにもなりかねない。

本事例で取り上げる題材は、高学年を対象にけんかを解決するための交渉・調停を役割演技によって児童に行わせることを通じて、自分たち自身の力や第三者の介入のもとで紛争解決を行うことの意義と心構えを児童に実感として理解させようとするものである。小学校においては、発達段階として、民事司法制度の意義についての学習ができるまでには至っていないと思われるが、本事例のような学習を行っておくことで、中学校段階以降で、民事司法制度や紛争解決制度の意義を学ぶ際に、より深い理解を得る土台を形成することが期待される。

また、本事例は、与えられた題材の中で、自分が担当する役割として不満に思うこと、知りたいことは何かを正確に把握し、その上で、けんかの当事者としてどのような言葉づかいで自分の不満を相手に伝えるか、相手にどのような質問をするか、どのような態度で相手の不満を聞くか（題材①）、上記の各点に加えて、調停人を交えて話し合いをする場合には、各当事者・調停人としてど

のような点について留意すべきか(題材②)を、児童なりに考えさせるよう工夫されており、読む、話す、聞くといった基本的な言語能力を身に付けることも期待される。

第2 事例

1 事例「友だち同士のけんかとその解決」の構成

題材① 「けんかの解決方法を考えよう(交渉編)」

題材② 「けんかの解決方法を考えよう(調停編)」

題材③ 「生活におけるけんかとその解決方法」

2 事例の目標

- ① 紛争が発生することは避けられないこともあり、そのような場合には、発生した紛争を解決することが重要であることについて理解する。
- ② 紛争の解決方法として、当事者間の交渉や、第三者を交えた調停等があり、それぞれの特徴等について、役割演技を通じて実感として理解する。
- ③ 生活の中で起こる紛争を解決するために必要な態度や心構えを身に付ける。

3 事例の位置付け

本事例に関する学習は、新小学校学習指導要領の特別活動「学級活動」の「共通事項(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」「ウ 望ましい人間関係の形成」において実施するが、第5学年又は第6学年を主な対象とする。

4 事例の指導計画

本事例は、3つの題材から構成されており、可能であれば、題材①から題材③まで、3時間をかけて、掘り下げた学習を行うことが期待される。もっとも、学校の実態により、3時間の授業として取り扱うことが困難な場合には、題材①又は題材②のいずれか1時間だけの授業を単独で取り扱うことも、これらの両方の学習を2時間扱いで実施することも可能なように構成されている。

(1) 題材① 「けんかの解決方法を考えよう(交渉編)」

この題材は、マンガの貸し借りがもとで起こったけんかについてのシナリオを与え、児童の代表者に役割演技をさせた上で、班別にけんかの解決に向けた当事者間の交渉を行わせるものである。対立＝悪ではなく、対立を解決することが重要であることと同時に、感情的対立の中で問題を解決するためにはどのように振る舞うべきかを実感として理解させることをねらいとしている。

(2) 題材② 「けんかの解決方法を考えよう(調停編)」

この題材は、題材①と同じ事例を用いて、当事者間の交渉ではけんかを解決することができなかった場合を想定して、調停人を交えて役割演技をさせた上で、班別にけんかの解決に向けた協議を行わせるものである。対立＝悪ではなく、対立を解決することが重要であることと同時に、調停人を交えて問題を解決する際に、当事者・調停人として必要となる態度・心構えは何かを実感として理解させることをねらいとしている。

(3) 題材③ 「生活におけるけんかとその解決方法」

この題材は、題材①及び題材②における学習を踏まえて、けんかの当事者間の交渉における留意事項、調停人を交えて紛争を解決することの意義、調停人としての留意事項を知り、これらを実際の生活に生かせるよう考えを深めさせるものである。

「友だち同士のけんかとその解決」

(1) 題材① 「けんかの解決方法を考えよう (交渉編)」

1 題材のねらい

・友だち同士のけんかを当事者間の交渉によって解決する活動を通じて、けんかとその解決方法について考えさせる。

2 展開 (単発で題材①を扱う場合)

	学 習 内 容	○学 習 活 動 発問 (教師=T), 予想される発言 (児童生徒=S)	指 導 上 の 留 意 点	資 料 等
導 入	1 けんかについて	T:「けんかはいいことだろうか, 悪いことだろうか。」 S:「悪いことだと思う。」 「よくないとは思いますが, どうしてもけんかになってしまうことがある。」 「けんかしてしまうことは仕方ないけど, ずっとけんかし続けることはいけない。ちゃんと仲直りすることが大切。」 T:「今日は, けんかしてしまった人たちになりきってみて, 仲直りできるか話し合ってみよう。」	・ 事前にアンケートを行い, その結果をもとにけんかについて振り返ることも考えられる (ある学校で行われたアンケート例は, 参考資料1のとおり)。	参 考 資 料 1
友だちとのけんかをどのようにして解決したらよいのだろうか。				
展 開	2 けんかの役割演技と解決に向けた当事者間の交渉	○A君とB君で起きたけんかについてのシナリオを児童の代表が役割演技する。 ・ 役割演技を終えた生徒に, どんな気持ちになったか確認する。 ○4人ずつの班に分かれ, A君役 (2人), B君役 (2人) をそれぞれ分担し, A君・B君になりきって, 仲直りできるように話し合う。 ・ 最初に作戦タイムを取り, どんなことを相手に対して言いたいのか, 何を相手から聞きたいのか, 相手はどんなことを言ってくると予想されるか, どのように解決したらよいかなどを考えた後で話し合いに入る。 ・ 与えられた事例の中では分からない事柄について質問があったら, 自分たちで答えを想像して答えることとする。 ○班の話し合いの結果について, 班ごとに発表する。 S:「また, 言い合いになった。」 「ますます, けんかになった。」	・ けんかしたときの気持ちを思い出させながら, シナリオ通りに代表者に役割演技させる。 ・ シナリオの言葉づかいについては, 地域の方言などを織り込むとよい。 ・ 資料1は最初から配布はせず, 役割演技が終わってから配布する。 ・ 必要に応じて, 教師からシナリオの内容を分かりやすくまとめて, けんかの内容を児童がとらえられるようにする。 ・ けんかとその解決に向けた努力を現実のものとして実感することができるよう話し合わせることに留意する。 ・ 安易に妥協してしまわないよう, お互いが怒って感情的になっているという自分たちの立場を理解し, その立場になりきって議論するように指導する。	参 考 資 料 1 ワ ー ク シ ー ト 1

		<p>「自分たちは、けっこう、落ち着いて話せた。」</p> <p>T：「それは、どうしてだろうか。」</p> <p>S：「2人ともすごく怒っているから。」</p> <p>「話し合いの中で相手グループが言ったことが気に入らないから。」</p> <p>T：「このまま2人で話し合いをしても解決できないときには、どうすれば解決できるだろうか。」</p> <p>S：「別な人に入ってもらおうと思う。」</p> <p>「先生に話す。」</p> <p>「親に相談する。」</p> <p>「Cさんが間に入って話を聞いてみる。」</p>		
まとめ	3 けんかとその解決について	<p>○けんかが起こってしまってもそれを解決することが大切であること、感情的に話し合うとうまくけんかを解決できないこと、当事者だけではうまく解決できなかったら、誰かに入ってもらおうと話し合いがしやすいことについて、自分の考えをまとめる。</p> <p>○けんかに関する自分自身の過去の経験を思い出し、どのような点が弱かったのかを振り返る。</p> <p>○これからの自分の生活においてどのように生かしていくかを考えさせる。</p> <p>○大人の世界でも争いや対立は存在するが、当事者の間に入って争いを解決するものとして裁判所などの司法機関があることについて補説してもよい。</p>	<p>・この時間の学習の後に題材②の学習を行う場合は、「次の時間では、第三者がけんかの調停に入ったらどうなるのかについて、考えていこう」という形でまとめる。</p>	ワークシート1

(2) 題材② 「けんかの解決方法を考えよう (調停編)」

① 題材のねらい

・友だち同士のけんかを調停によって解決する活動を通じて、けんかとその解決方法について考えさせる。

② 展開 (題材①の学習の後にこの授業を行い、この授業の後に題材③も扱う場合)

	学習内容	学習活動 発問 (教師=T), 予想される発言 (児童生徒=S)	指導上の留意点	資料等
導入	1 事例の確認	<p>○シナリオの役割演技をもう一度行い、事例を確認する。</p> <p>○各班ごと (4人) にA君 (1人), B君 (1人), Cさん (2人) に役割を決めて、話し合いの仕方を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活発な議論を行わせるため、学級の実態にあった班を意図的に構成しておくことも考えられる。 題材①の学習は行わず、単発でこの題材を扱う場合は、題材①の導入部分を用いる。 	資料1
展開	2 調停による話し合い	<p>友だち同士のけんかをどのようにして解決したらよいのだろうか。</p> <p>○前の時間の題材のA君とB君のけんかがうまく解決できなかった場合に、Cさんに間に入ってもらうこととして、話し合う。</p> <p>T：「Cさん役は、A君、B君が仲直りできるように、お互いがうまく言えないことを聞き出そう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> Cさん役が、A君役とB君役が持っているシークレットカード 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの立場を理解し、その立場になりきって、仲直りできるような解決策を考えた話し合いができるようにする。 解決策を考えるに当 	ワークシート2 資料2・3 資料2

		<p>ド（資料2）に書かれていることを聞き出せたら、質問は成功</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A君役、B君役は、それぞれ言いたいけどうまく相手に言えないことが書かれたシークレットカードを使って答える。シークレットカードに書かれていることを聞かれたら、カードの記載のとおり答えるが、シークレットカードに書かれていないことを聞かれた場合は、役になりきって答えを考える。 ・ A君役、B君役は、Cさん役からの質問が終了したら、その役割にとって望ましい解決を考える。 ・ Cさん役は、司会者と記録者になり、A君役・B君役のそれぞれの言い分を聞いて、どんな解決策がよいかを考え、資料3に書き込んで、最後に提案できるようにする。 <p>○話し合いの結果を班ごとに発表する。</p> <p>T：「仲直りできた班に、どんな解決策になったか発表してもらおう。解決できた班は、どうして解決できたと思うか。」</p> <p>S：「Cさん役がお互いの話をよく聞いて、問題を整理してくれたから。」</p> <p>「Cさん役がいい解決方法を思いついたから。」</p> <p>「A君役・B君役も、Cさん役がいることで冷静に話ぐできたから。」</p> <p>「Cさん役に話すことで、いやな気持ちが少しスッキリする気がしたから。」</p> <p>T：「解決できなかった班は、どうして解決できなかったと思うか。」</p> <p>S：「感情的になって、相手の話を聞かないで自分のことばかり主張したから。」</p> <p>「Cさん役が片方の当事者に肩入れしているように見えたから。」</p>	<p>たつては、例えば謝罪については具体的にどのようなことについて謝るのか、物の引渡しの場合にはいつまでに引き渡すかなど、できるだけ具体的に考えるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特にCさん役には、争点を明確にするなど、話し合いを整理しながら進めるよう指導する。 ・ それぞれが提案する解決策の例は、参考資料2のとおり。 	
<p>ま と め</p>	<p>3 けんかとその解決について</p>	<p>○第三者が入ると話し合いがうまくいくことがあるのはなぜかなど、話し合った感想をまとめる。</p>	<p>○題材②で学習を終える場合は、次のようにまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんかが起こってしまってもそれを解決することが大切であること、感情的に話し合うとうまくけんかを解決できないこと、当事者だけではうまく解決できなかったら、誰かに入ってもらおうと話し合いがしやすいことについて、自分の考えをまとめる。 ・けんかに関する自分自身の過去の経験を思い出し、どのような点が 	<p>ワークシート2</p>

			<p>弱かったのかを振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none">• これからの自分の生活においてどのように生かしていくかを考えさせる。• 大人の世界でも争いや対立は存在するが、当事者の間に入って争いを解決するものとして裁判所などの司法機関があることについて補説してもよい。	
--	--	--	---	--

(3) 題材③ 「生活におけるけんかとその解決方法」

① 題材のねらい

- ・交渉と調停の違いを意識しながら、前時の学習の問題点やCさんの立場について考えさせ、紛争解決を実際の学校生活にどのように生かしたらよいかを話し合うことができる。

② 展開

	学習内容	○学習活動 発問 (教師=T), 予想される発言 (児童生徒=S)	指導上の留意点	資料等
導入	1 交渉と調停の結果の違い	○A君とB君で話し合った時とCさんが入って3人で話し合った時の結果を振り返る。 T: 「A君とB君の話し合った時とCさんが入って3人で話し合った時は、それぞれどういう結果になったか。」 S: 「当事者同士の話し合いでは、またけんかになって、うまく解決できない班が多かった。」 S: 「Cさんが入ると、お互いの気持ちを聞き出せるから、うまく解決できる班が多かった。」	・ A君とB君で話し合った時やCさんが入った時の話し合いの結果を振り返らせる。	
展開	生活の中でけんかが起きたら、どのようにして解決したらよいだろうか。			
	2 当事者同士の交渉で紛争を解決するときの留意点	○A君とB君の当事者同士での話し合いの結果を踏まえ、当事者同士でけんかを解決するとき気をつけるべきことについて考える。 T: 「実際に、友だち同士の間で問題が起きたときに、お互いが注意しなければならないことは何だろう。」 S: 「ものの言い方に気をつけないと、余計けんかになる。」 「暴力をふるってはいけない。」 「感情的にならないように気をつける。」 「自分が悪いことは悪いと認め、素直に謝る。」	・ 前時までの学習を踏まえて、児童が実感として気をつけなければならないと思ったことを引き出すように留意する。	ワークシート3
	3 第三者を交えた調停で紛争を解決することの意義	T: 「けんかを、当事者だけでなく、他の人を交えて解決しようとしたときは、当事者だけで解決しようとしたときと、どんな違いがあるだろうか。」 S: 「けんかの当事者の気持ちが楽になって、言えなかったことも言えるようになる。」 「間に入ってくれる人に対しては、けんか腰で話をするのが少なくなるので、話し合いがしやすい。」 「間に入ってくれる人は、冷静にけんかを見ているので、当事者同士では思いつかなかった解決方法を教えてもらえる。」	・ 前時までの学習を踏まえて、児童が調停の意義を実感できるよう留意する。	
	4 調停人の留意事項	T: 「誰かがけんかの調停をしてくれたら、その人がどんな態度でも、けんかは解決しやすくなるのだろうか。調停をする人は、どんなことに気を付けるべきだろうか。」 S: 「片方にだけ肩入れして話を聞く人から解決方法を提案されても、不公平だから受け入れられない。」 「お互いの話をしっかりきいてから、よく考えてアドバイスをしてあげないといけない。」 「けんかの当事者の話を真剣に聞かないといけ	・ 前時までの学習を振り返らせながら考えさせる。	

	5 生活の中での紛争解決	<p>ない。」</p> <p>T：「自分たちの生活の中でけんかやもめごとが起きたら、どのように解決したらよいと思うか？」</p> <p>S：「暴力をふるわず、落ち着いて話し合う。」 「自分が言いたいことはきちんと言うべきだけど、言い方が悪いと余計けんかになるので、言葉づかいに気を付ける。」 「相手にも言い分があるかもしれないので、はじめから決めつけずによく聞いてみる」 「けんかしている当事者だけで解決できそうになかったら、他の人に間に入ってもらったら、言えなかったことが言いやすくなる。」 「けんかをして困っている友だちから相談を受けたら、公平な気持ちで一緒に解決方法を考える。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前時までの学習を振り返らせながら考えさせる 	
まとめ	6 けんかとその解決について	<p>○けんかが起こってしまってもそれを解決することが大切であること、感情的に話し合うとうまくけんかを解決できないこと、当事者だけではうまく解決できなかったら、誰かに入ってもらうと話し合いがしやすいことについて、自分の考えをまとめる。</p> <p>○けんかに関する自分自身の過去の経験を思い出し、どのような点が弱かったのかを振り返る。</p> <p>○これからの自分の生活においてどのように生かしていくかを考えさせる。</p> <p>○大人の世界でも争いや対立は存在するが、当事者の間に入って争いを解決するものとして裁判所などの司法機関があることについて補説してもよい。</p>		ワークシート 3

けんかについてのアンケート

1, 今の学年になってから, どんな人とけんかしましたか?

- ・家族 (両親, きょうだい)
- ・友だち
- ・誰もしていない

2, 今までにどんな理由でけんかしましたか? 思い出せるだけ, たくさん書いてください。

- ・相手が勝手に怒って, けんかになった
- ・ふざけて遊んでいた, じゃれ合ったりしているうちにけんかした
- ・注意したら, 逆ギレされた
- ・テレビチャンネルの取り合い
- ・勝手に物を取られた
- ・暴力をふるわれた
- ・言い争い
- ・嫌がることをされたから
- ・待っていたのに一緒に帰りたくないと言われたから
- ・意見の違い
- ・悪口を言われたから
- ・どちらかの勘違い
- ・冗談を言ったら, 誤解されたから
- ・友だちがまとまって, どこかへ行ってしまったから
- ・ちょっかいの出し過ぎ
- ・ぶたれたから
- ・ゲームで負けたから
- ・物の取り合い
- ・ばかにされた
- ・いじめられた
- ・暴力をふるってきた
- ・無視された
- ・陰口を言われた
- ・兄とどちらが先に風呂に入るかで

3, けんかをした後, その相手にどんな行動や態度をとりましたか?

- ・話さなかった
- ・恥ずかしくて謝れなかった
- ・にらみつけた
- ・その日は口をきかない
- ・しばらくすると, もとに戻るから普通にしている
- ・謝った
- ・嫌がらせをした
- ・話し合い
- ・無視した
- ・けったり, ぶったりした
- ・悪口を言った
- ・謝りたくないと思った

4, それは, どうしてですか?

- ・相手が話さなかった
- ・むかついたから
- ・うざったく思ったから
- ・早く仲直りをしたいから
- ・友だちでいたいから
- ・相手に頭をたたかれたり, 体当たりされたりしたから
- ・自分が悪いと思ったから
- ・イライラしているから
- ・相手が悪いのに謝らなかったから
- ・謝らないと仲直りができないから
- ・ずっと, その状態にいるのはいやだから
- ・謝るとすっきりするから

5, その相手とけんかして, 仲直りできなかつたら, あなたは, どうしますか?

- ・どこがいけないかを聞く
- ・どうしようと悩む
- ・許してもらうまで謝り続ける
- ・誰かに相談する
- ・そのままにしておく
- ・時間を置いてから謝る
- ・1人ぼっちになってしまう
- ・しばらく, そのままにする
- ・悲しくて, 泣いてしまう
- ・友だちにわけを聞いてもらう
- ・裏切られたから, 別にいい
- ・相手に優しくする
- ・あきらめる

6, 学校で友だち同士がけんかをしている所を見たら, あなたは, どんな行動をとりますか?

- ・けんかの理由を聞いて, お互いどうしたらいいか伝え, 仲直りさせる
- ・止めさせる
- ・注意する。
- ・同じ気持ちになって考えてあげる
- ・暴力をふるったら, すぐに止める
- ・放っておく
- ・見ている
- ・原因を2人に聞く
- ・事情を聞く
- ・2人とも謝るように言う
- ・やめさせてもだめなら先生を呼ぶ

マンガの貸し借り（シナリオ）

年 組 名前（ ）

ある日、A君は、B君の家に遊びに行きました。

A君「おもしろそうなマンガ持ってるね。ぼくに貸してよ。」

B君「このマンガは、あまり貸したくないんだよね。このマンガを描いてるマンガ家のサインが書いてあるんだよ。」

A君「すごいね。おれ、このマンガ家のファンなんだよ！大事にするから、貸してよ。」

B君「しょうがないなあ。なるべく早く返してくれよな。」

A君「分かったよ。だいじょうぶだよ。」（A君は、マンガを持って家に帰る。）

2週間後、B君がA君の家に遊びに行きました。

B君「ぼくのマンガ、早く返してくれよ。」

A君「わかったよ。まだ返したくなかったけど・・・ありがとな。」

（ふくろに入れたマンガをB君に返す。）

B君は、家に帰って、ふくろからマンガを出したら、サインが書かれていたマンガの表紙が破れていて、すごくよごれていることに気がつきました。

次の日、学校で

B君「昨日返してくれたマンガの表紙が破れて、よごれていたんだけど、どうしてだよ？」

A君「そんなの知らないよ。」

B君「知らないわけないだろ。いつも、おまえは、そう言っとうそをつくんだよな。」

A君「なんだと！うそなんかついてないぞ！」

B君「うるさい！おれの大事なマンガをどうしてくれるんだよ！弁償しろよ！」

A君「おれには関係ないよ。なんでおれが弁償しなきゃいけないんだよ！」

B君「無責任なやつだな。やっぱり、マンガを貸すんじゃなかったよ。お前とは、もう遊

ばないからな！許さないぞ！」

B君は、A君をつきとばしました。

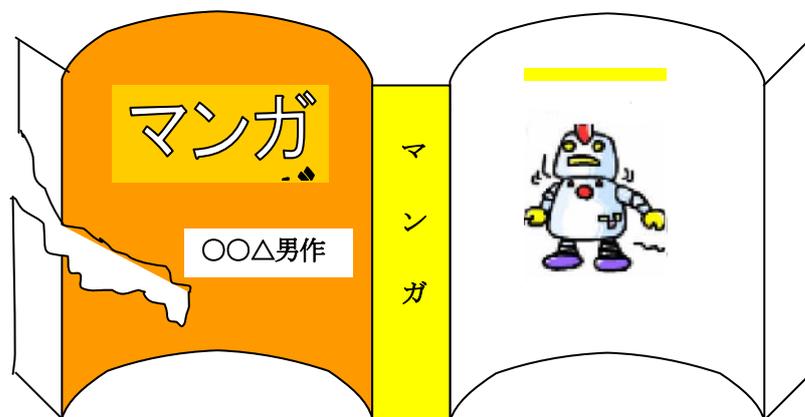
A君「痛いな！何するんだよ！すぐに暴力をふるうやつと、だれが遊んでやるかよ！おまえだって、おれに返してない物があるだろう！ばかやろう！おれだって、許すもんか！」

2人は悪口を言い合ってけんかになり、その後、口を聞かなくなりました。本当は2人とも仲直りしたいけど、できないでいます。

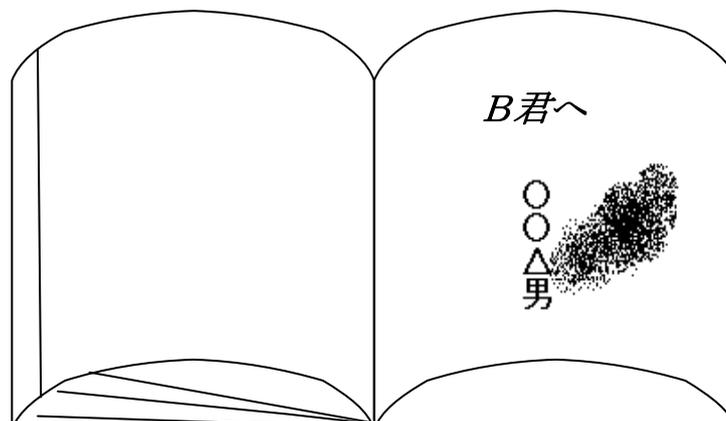
A君とB君がけんかしたとき、A君とB君の友だちであるCさんがそばにいて、2人の様子を見ていました。

A君とB君の問題をどのように解決したらよいですか。お互いが納得のいく（賛成できる）よい解決策を考えましょう。

表紙



サイン部分



友だちとのけんかをどのように解決したらよいのだろうか。

年 組 名前 ()

自分にとって、よい解決方法を考えてみよう () 君

うまく話し合いで解決できましたか。 はい ・ いいえ

(解決できた班) どうやって解決することにしましたか。

(解決できなかった班) 何が問題で解決できなかったのですか。

どうして、上のような話し合いの結果になったと思いますか。

話し合ってみての感想

どのような方法ならば、お互いがうまく解決できそうですか。

友だちとのけんかをどのように解決したらよいのだろうか。

年 組 名前 ()

() 君が考えた、仲直りができると思う解決策 (Cさんからの質問が終わったら書こう！)

うまく話し合いで解決できましたか。 はい ・ いいえ

(解決できた班) どのように解決することにしましたか。

(解決できなかった班) 何が問題で解決できなかったのですか？

話し合ってみた感想

シークレットカード (役割カード)

A君のシークレットカード

(マンガをよごした理由)

- ・実は3才の弟がマンガをよごして破ってしまった。

(B君から返してもらっていないもの)

- ・B君に貸したカードゲームのレアカードを5枚も返してもらっていない。

(B君に対して怒っていること)

- ・B君は、ふだんから暴力をふるうことが多い、今回もつきとばされて痛かった。

(あやまりたいこと)

- ・マンガをよごしたのは弟だけど、だまってマンガを返したことは、謝りたい。

B君のシークレットカード

(A君に対して怒っていること)

- ・大切なマンガをよごし、破っただけでなく、そのことをA君がだまっていたこと。

(知りたいこと)

- ・どうして、マンガをよごして破ったのか理由を教えてほしい。

(A君に返していないもの)

- ・A君のレアカードを5枚借りている。

(あやまりたいこと)

- ・つきとばしたことは、謝りたい。でもA君が先に謝らないかぎり、謝りたくない。

Cさんの質問カード

(質問のヒント)

- A君は、どんなことについておこっているのでしょうか。
- B君は、どんなことについておこっているのでしょうか。
- マンガの貸し借り以外に、困っている問題（サインが入ったマンガの表紙が破れていること、B君がA君に返していない物があること、Bくんがすぐに暴力をふるうこと）をどのように解決したいですか。
- 仲直りするためにA君とB君は、どうしたらよいですか。
- 謝ること以外に、相手にしてほしいことや、相手にしたいことは何ですか。

※その他に仲直りできるために聞き出したいことは、自分で考えて質問しましょう。

☆今までの質問から、私（ぼく）たちは、A君とB君が仲直りできる解決策を考えました。

◎A君は、（
理由は、（
）するのがいいと考えました。
）だからです。

◎B君は、（
理由は、（
）するのがいいと考えました。
）だからです。

☆わたし（ぼく）たちの解決策に、納得（賛成）できたら、言葉を交わして、仲直りをしてください。

☆まだ、お互いの考えや気持ちに、納得（賛成）できないとしたら、さらにお互いの考えや気持ちを落ち着いて話してください。

◎A君やB君から聞き出したことをメモしよう！

A君の解決策例

- 謝りたい。
 - マンガの代わりに、いまB君に貸しているレアカードのうち2枚と、汚してしまったマンガと同じマンガを貯金で買って渡したい。
 - レアカードの残り3枚は返してほしい。
 - 今後暴力はふるわないことを約束してほしい。
- (その他、話し合う中で出てきた意見をもとに、自由に考える)

B君の解決策例

- 自分が悪かったことは謝る。
 - A君の弟がやってしまったことは仕方ないので、別の新しい人気マンガ1冊を買ってもらい、わたしてほしい。
 - 借りていたレアカード5枚は、A君にすぐに返す。
- (その他、話し合う中で出てきた意見をもとに、自由に考える)

Cさんの解決策例

- A君は、弟がマンガを破って汚してしまったこと、だまってよごれたマンガを返してしまったことを謝る。
 - B君は、A君をつきとばしてしまったことを謝って、もう暴力をふるわないと約束する。
 - A君は、新品の同じマンガを買って、漫画家に手紙を出し、もう一回、サインをもらって、マンガを返すか、B君の気に入る新しい別のマンガを買って返すか、レアカードのうち何枚かをB君にあげるか、B君が納得する方法を選んでもらい、来週までに実行する。
 - B君は、借りているレアカードを明日までに返す。
 - 納得がいかないところがあったら、両親や先生に話して、アドバイスや意見を聞く。
- (その他、話し合う中で出てきた意見をもとに、自由に考える)

生活の中でけんかが起きたら、どのように解決したらよいのだろう

年 組 名前 ()

友だち同士の間で起きたけんかを解決するときに、お互いが注意しなければならないことは何ですか？

けんかに関係のない人がけんかの中に入って解決しようとする時、どんないいことがありますか？

けんかの中に入る人は、どんなことに気をつけて、けんかをしている人たちから話を聞けばよいですか？

これまで、自分自身や友達がしたけんかについて、「こうすればよかった」ということを書いてみましょう。

これから、生活の中でけんかが起きたら、どのように解決したらよいでしょうか？

「約束をすること、守ること」に関する教材

第1 題材設定の趣旨

子どもたちの間では、ものの貸し借りをめぐる問題が多く起きている。借りる側の問題点としては、①借りたものを大切にしようという意識が希薄である、②期限などの約束を守ろうとする意識が低い、といったことがあげられる。さらに、③人間関係や力関係で自分のほうが優位に立っているという意識が働くと、①や②につながりやすい傾向がある。一方、貸す側の問題点としては、①約束をはっきりしない（できない）で貸してしまう、②断り切れず貸していることがあげられる。

こうした児童の実態を踏まえると、「約束をすること、守ること」の意義について改めて考えさせる必要がある。例えば、約束をすることもしないことも自由であること、約束は原則として守らなければならないこと、約束を守らないと相手に迷惑がかかることなどについて、実感として理解させることが重要である。

また、こうした学習を通じて、契約に関わることなく社会生活を営むことはできないことについて気づかせる。

第2 指導事例

共通事項 「(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全」
「ウ 望ましい人間関係の形成」

1 指導事例「約束をすること、守ることについて考えよう～貸し借りを通して～」の構成

事例① 「約束をすること、守ること」

事例② 「貸し借り」

2 目標

事例① 約束についての関心を高め、「約束をすること、守ること」について考えさせる。

事例② 「貸し借り」について考えさせ、「約束をすること、守ること」についての理解を深める。

3 位置付け

「約束をすること、守ることについて考えよう～貸し借りを通して～」の教材は、新しい小学校学習指導要領の特別活動「学級活動」の「共通事項(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全」のうち、「ウ 望ましい人間関係の形成」において、身近な約束を題材として、契約自由の原則と契約に伴う責任の意義を平易な言葉で学び、よりよい日常生活を送ることができるようにするという観点から作成したものである。なお、この教材は、題材①と題材②で構成されているが、これらのうちいずれかひとつだけを取り扱うこともできるし、それぞれを第1時、第2時として2時間構成で取り扱うこともできるものとして作成されている。

4 指導計画「約束をすること、守ることについて考えよう～貸し借りを通して～」の概要

ア 事例①「約束をすること、守ること」

ここでは、「約束をすること、守ること」について考えさせる。まず、アンケートの集計から、ものの貸し借りをめぐりトラブルが存在することに気づかせる。さらに、具体的な貸し借りの事例から、あやふやな約束、相手に流されてする約束、約束の軽視、約束の不履行などの問題点に気づかせる。そして、「約束をすること、守ること」について整理する。

イ 事例②「貸し借り」

ここでは、「貸し借り」について考えさせる。まず、実社会の中にたくさんの貸し借りが存在することに気づかせる。なぜこのようにたくさんの貸し借りが存在するのかという発問から、貸す側、借りる側が得られるものを考えさせていく。そして、貸し借りの前提である「返す」ということにも注目させながら、約束を守ることで双方が利益を受けられることに気づかせる。

「約束をすること、守ることについて考えよう～貸し借りを通して～」

(1) 事例① 「約束をすること、守ること」

① ねらい

約束についての関心を高め、「約束をすること、約束を守ること」について考えさせる。

② 展開

	学習内容	○学習活動 発問（教師＝T）、予想される発言（児童生徒＝S）	・指導上の留意点	資料等
導入	1 「ものの貸し借りをめぐりトラブル」	○アンケートの集計から、ものの貸し借りをめぐりトラブルがあることに気づく。 T：「アンケートからどんなことがわかるか」 S：「クラスの半分以上がトラブルにあっている」「身近なものの貸し借りからトラブルがおこっている」「なかなか返してくれない人がいる」「借りた人は、ものの扱いがひどい」 T：「今日は、貸し借りのことから、約束について考えていきます。」	・事前にアンケート調査を行う	アンケート
「約束をすること、守ること」とはどういうことか				
展開	2 「約束をすること」 *約束（契約）をするしない、またその内容は、当事者が自由に決められる。 （約束の自由） 3 「約束を守ること」 *自由に行った約束は、守る責任がある。 （約束を守る責任）	○事例1（できごと・その1）から、貸す側、借りる側の問題点を整理し、「約束をすること」について考える。 T：「事例1では、誰のどんな所がいけなかったのか？」 S：「B君が、すぐ返さなかった」「B君が、無理矢理かりた。」「A君もB君も、いつまでという期限に関する約束をしなかった。」「A君の態度がはっきりしていなかった。断れば良かった」 ○「約束をすること」について知る。 T：「事例1の場合、どうすればトラブルにならなかったのだろうか」 S：「約束をはっきりとすることが大切である。」「約束の内容をはっきりさせておく。」「いやだったら約束はしない。」 ○事例2（できごと・その2）の問題点から、「約束を守ること」について考える。 T：「事例2の場合、ゲームソフトを返すべきか、それとも返さなくてもよいのだろうか？」 S：「もともと、A君のものなのだから、約束がしてあったとしてもすぐに返すべきだと思う。」「約束は約束なのだから、B君は5日間使っていていいと思う。」 ○「約束を守ること」について知る。	・貸す側、借りる側の双方の問題点を児童から出させて、そこから約束の自由の考え方をつかませる。 ・B君が返さなければならないのは当然であるが、そこにとどまることなく、双方の問題点を引き出す。 ・A君が「いやだから貸したくない」と言ってよいことに触れる。 ・事例2の問題点から約束を守る責任の考え方をつかませる。 ・約束をしなおすという方法もあることに気付かせる。 ・約束は契約ともいうということにふれる。	事例1 アンケート 1-1 事例2 アンケート 1-2 事例2 アンケート 1-3
まとめ	4 「あらためて約束をとらえなおす」	○今後、人と約束をする時にどのようなことを心がけていくのか、自分の考えをまとめる。	・トラブルがこじれてしまった時はどうしたらよいかについて、状況に応じて教師から話す。	アンケート 1-4

アンケート集計結果 (小学校6年生 ; 1クラス28人)

ものを貸したり借りたりすることをめぐって、トラブルになったり、いやな思いをしたことはありませんか？

1 ある 15人 ない 13人

2 「何を」貸したり借りたりする時でしたか。*数字はのべ人数

- ①本 (小説、マンガ) 8 ②ゲーム機 5 ③ゲームソフト (ゲームカセット) 4
④カード 1 ⑤CD 1 ⑥ペン 2 ⑦教科書 2 ⑧のり 2 ⑨消しゴム 1
⑩えんぴつ 1 ⑪ノート 1 ⑫絵の具 1

3 どんなトラブルでしたか。

- ① 本 (小説、マンガ)
- ・よごされた
 - ・おられた、やぶられた
 - ・線をひかれた、しるしをつけられた、落書きされた
 - ・また貸しされていたかもしれない
 - ・2か月くらい返ってこなかった、しつこく返してと言って返してもらった
 - ・1週間以上たっても帰ってこない
 - ・なくされた 2
- ② ゲーム
- ・なくされる 3
 - ・なくなったと思ったら違う友だちが持っていた
- ③ ゲームソフト (ゲームカセット)
- ・約束の日がすぎても返そうとしない
 - ・期限を守らなかった
 - ・なくした
- ④ カード ・なくされた
- ⑤ CD ・なくされる
- ⑥ ペン ・ペン先をつぶされた
- ⑦ 教科書2 ・かってにしるしをつけられた ・おられた
- ⑧ のり2 ・こわされた、全部つかわれた

できごと・その1 「ゲームソフト①」

ある日、A君の家にB君が遊びに来ました。

B君 「おもしろそうだね。そのゲームソフト貸してよ。」

A君 「え～、まだ買ったばかりだし、あんまり使ってないんだよなあ。」

B君 「いいから貸してよ。」

A君 「でも～。」

B君 「少しだけでいいからさあ～。」

A君 「・・・。」(ゲームソフトをしぶしぶB君に、渡す)

B君 「じゃあね。」(B君、ゲームソフトを持って、家に帰る。)

数日後

A君 「ゲームソフト、どうだった？」

B君 「いやあ、あのゲームおもしろいなあ。もう少し貸してよ。いいだろう」

A君 「でも、そろそろ返してほしいんだけどなあ。」

B君 「もう少しだけ使わせてよ。いいだろう。」

A君 「・・・。」

できごと・その2 「ゲームソフト②」

ある日、A君の家にB君が遊びに来ました。

B君 「おもしろそうだね。そのゲームソフト貸してよ。」

A君 「いいよ。いつまで？」

B君 「1週間貸してくれる？」

A君 「う～ん、少し長いなあ。5日間はどう？」

B君 「うん、いいよ。」

A君 「わかった、じゃあ、5日間ね。」

B君 「必ず、返すね。」

A君 「うん。約束だよ。」

3日後、学校で

A君 「ゲームソフト、どうだった？おもしろかった？」

B君 「いやあ、あのゲームおもしろいな。まだ、借りていていいんだよね。」

A君 「・・・実は、急にあのゲームをやりたいなくなっちゃってさあ。すぐ、返してほしいんだけど、いい？」

B君 「え～。でも、5日間、貸してくれるって、約束したじゃない。」

A君 「でも、ぼくのゲームだろう。返してくれよ。」

(2) 事例② 「貸し借り」

① 目標

「貸し借り」について考えさせ、「約束をすること、守ること」についての理解を深める。

② 展開

	学習内容	○学習活動 発問 (教師=T)、予想される発言 (児童生徒=S)	・指導上の留意点	資料等
導入	1 実社会の中の貸し借り	○実社会の中の貸し借りにはどんなものがあるのだろうか。 T:「世の中のレンタル〇〇や貸し借りには、どんなものがあるか」 S:「レンタルCD、レンタルDVD、レンタカー、レンタサイクル、駐車場、駐輪場、レンタルの衣装、アパートなど」	・自分たちが生活している社会に多くの貸し借りが存在していることに気づかせる。	ワークシート 2-1
「貸し借り」について考えよう				
展開	2 貸し借りのよさ	○どうして貸し借りをするのかを考える。 T:「どうして、世の中にはこんなにたくさんレンタル〇〇や貸し借りがあるのだろう」 S:「便利だから」「出せる範囲のお金で、いろいろなものが借りられるから」「人はほしいものすべてを買うことができるわけではないから」 T:「この間のアンケートでは、本の貸し借りをめぐっていやな思いをしている人が多く見られる。それでは、本の貸し借りのプラス面はないのだろうか。貸し借りのよさとは何だろうか。」 S:「自分で買わずに読める」「楽しさを共有できる」「いいものを友達に知ってもらえることができる」 T:「学校の図書室でも本は借りられるが、図書室のよさは何だろうか」 S:「たくさんの中から選べる。」「個人では、たくさん買うことができない。」「学校の立場に立ってみると、子どもたちの知識がふえる。」	・貸す側、借りる側の双方の立場から考えさせる。	ワークシート 2-2
	3 返すということ	○期限を守らないこと (返さないこと) の影響を考える。 T:「アンケートや発表から、返す期限を守らないことが多いようだが、期限に返さないとどんな迷惑がかかるのか考えてみよう。」 S:「持ち主に迷惑がかかる。」「図書室では、次に借りたい人に迷惑がかかる」 T:「もし、レンタカーを借りて返さなかったら誰に迷惑がかかる?」 S:「まず、それを貸している人 (所有者)」「次に借りたい人に迷惑がかかる」「しかも、延滞料金を払わなければならない」 T:「もし、返さない人が増えたらどうなるのか。」 S:「誰も貸さなくなる」「貸し借りがなくなる」	・事前に図書館司書教諭に対して、児童生徒にインタビューを行わせることも考えられる。 ・返すという約束を守ることによって貸す側、借りる側の双方がメリットを受けられることを気づかせる。 ・契約自由の原則の考え方を振り返らせる。	インタビューした内容をまとめた資料 ワークシート 2-3 ワークシート 2-4
まとめ	4 貸し借りについて	○「貸し借り」について今後気をつけたいことをまとめる。		ワークシート 2-5

「約束をすること、守ること」

名前 ()

1 できごと・その1から考えよう

か がわ 借りる側 (B君) のよくないところ	か がわ 貸す側 (A君) のよくないところ

2 どうすればトラブルにならなかったのでしょうか？

3 できごと・その2から考えよう

- ・ B君は、3日でゲームソフトを { 返したほうがよい ・ 返さなくてよい } と思う。
- ・ それは、なぜですか？

4 約束をする時、これから気をつけたいことを書こう。

か か
「貸し借り」

名前（ ）

1 世の中で貸し借りされているものにはどんなものがありますか。

2 「貸し借り」にはどんなよい面があるのだろうか

か 貸 す 側	か 借 り る 側

3 もし、期限を守らなかったら、だれにどんな迷惑がかかるのだろうか

(例) 学校の図書館

4 もし、返さない人が増えたらどうなるのか

5 まとめ

(例) 約束を守って、貸し借りをおこなうと、楽しみが増える、できることが増える。

(約束を守らないと貸し借りもなくなり、楽しみ、できることがへる。)